

津山市議会議員の倫理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、津山市議会議員の倫理に関する条例（平成26年津山市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(納付状況報告書)

第1条の2 条例第4条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。

(納付状況報告書等の閲覧)

第1条の3 何人も、議長に対し、条例第4条第4項の規定により公開することとされた納付状況報告書等の閲覧を請求することができる。

2 前項の規定により、納付状況報告書等を閲覧しようとする者は、納付状況報告書等閲覧請求書（様式第1号の2）を議長に提出しなければならない。

3 納付状況報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で行わなければならない。

4 納付状況報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 納付状況報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(調査請求書等)

第2条 条例第5条の規定による調査請求（以下「調査請求」という。）をしようとする者（以下「調査請求者」という。）は、調査請求署名簿（様式第1号の3）を添えて調査請求書（様式第2号）を議長に提出しなければならない。

2 前項の調査請求署名簿の様式及び調査請求書は、前項の規定による提出前にあらかじめ議長の確認を受けたものでなければならない。

3 第1項の調査請求署名簿は、前項の規定により議長の確認を受けた調査請求書又はその写しを添付してその各葉に割印された様式に、自筆による署名（調査請求が行われる日前60日以内に行われたものに限る。）及び押印をしたものでなければならない。

4 条例第5条の規定により第1項の規定による調査請求書（以下「調査請求書」という。）に添えて提出する行為規範に反する疑いがあると認められることを

証する書面は、条例第3条に規定する行為規範に違反すると疑うに足りる具体的な事実を適示するものでなければならない。

5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項に定める期間は、調査請求書を提出し、及び調査請求のための署名を求めることができない。

6 議長は、調査請求書を受理した場合において、当該調査請求書の記載事項及び添付資料に不備があるときは、調査請求者の代表者に対し相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

7 議長は、調査請求書を受理したとき（調査請求者が条例第5条に規定する議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として当該請求を行った場合に限る。）は、津山市選挙管理委員会に対し、第1項の調査請求署名簿に署名をした者が有権者であるかどうかの確認を求めものとする。

8 議長は、当該調査請求が条例第5条及び第1項から第4項までに規定する要件を具備しないと認めるときは、調査会の承認を経て当該調査請求を却下し、調査請求者の代表者に対し調査請求却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

9 議長は、当該調査請求が条例第5条及び第1項から第4項までに規定する要件を具備すると認めるときは、直ちに調査依頼書（様式第4号）により、条例第6条第1項に規定する津山市議会議員倫理調査会（以下「調査会」という。）に調査を求めなければならない。

（調査会の委員の資格要件）

第3条 議員は、自己又は配偶者若しくは2親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件に係る調査会については、その委員となることができない。

（調査会の会議）

第4条 調査会の会議は、会長が招集する。

2 調査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（調査会の調査対象議員への照会等）

第5条 調査会は、必要があると認めるときは、事実関係について調査請求の対象である議員（以下「調査対象議員」という。）に文書により照会し、又は当該議員を審尋することができる。

（調査結果の報告）

第6条 条例第6条第7項の規定による調査結果の報告は、調査結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

（審査会の委員の資格要件への準用）

第7条 第3条の規定は、条例第6条第7項に規定する津山市議会議員倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員の資格要件について準用する。この場合において、同条中「調査会」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

（審査会の会議）

第8条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査会の傍聴）

第9条 審査会の会議の傍聴については、津山市議会傍聴規則（昭和37年津山市議会規則第2号）の例による。

（議員の弁明）

第10条 条例第8条第3項の規定による弁明は、弁明書（様式第6号）により行うものとする。

（審査結果の報告）

第11条 条例第8条第5項の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書（様式第7号）により行うものとする。

（審査結果の公表）

第12条 条例第8条第6項の規定による審査結果の公表は、津山市議会広報紙等に掲載して行うものとする。

（行為規範違反に対する措置）

第13条 条例第9条第1項に規定する必要な措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 文書による警告
- (2) 全員協議会における議長の注意
- (3) 議会における役職の辞任勧告
- (4) 一定期間の議会への出席自粛勧告
- (5) 議員の辞職勧告

（説明会の開催）

第14条 議長は、条例第8条第5項の規定による審査結果の報告及び条例第9条に規定する措置の実施に関し、必要があると認めるときは、市民に対する説

明会を開くことができる。

- 2 議長は、審査対象議員に対し、前項の説明会（以下「説明会」という。）へ出席し行為規範に反するとして審査の対象となった行為に係る釈明を行うよう求めることができる。
- 3 議長は、説明会を開くときは、開催の日時、場所、その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに公示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 4 説明会において、調査対象議員は、正当な理由がある場合に限り代理人を出席させ、又は補佐人を付けることができる。

（当該議員の名誉及び信頼を回復するための措置）

第15条 条例第9条第2項に規定する必要な措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本会議、委員会及び議会報告会における調査結果の報告
- (2) 本会議、委員会及び議会報告会における当該議員への説明の機会の付与  
（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（会議の招集の特例）
- 2 この規則の規定による調査会及び審査会の最初の会議は、第4条第1項及び第8条第1項の規定にかかわらず、議長が招集する。

付 則（平成26年7月1日議会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年7月31日議会規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に現にこの規則による改正前の津山市議会議員の倫理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により自筆による署名（調査請求が行われる日前60日以内に行われたものに限る。）及び押印がなされている調査請求署名簿については、この規則による改正後の津山市議会議員の倫理に関する条例施行規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成26年12月1日議会規則第6号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 24 日議会規則第 1 号）  
この規則は，平成 27 年 5 月 1 日から施行する。